

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴は先着順に受付する。

2 協議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿（様式第1号）に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類等を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) ラジオ、拡声器、無線機、録音機、写真機、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
- (7) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。

- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の電源を切っておくこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか傍聴に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月12日から施行する。

